



★危険物製造所、貯蔵所および取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（免状の交付を受けている方）が消防法で受講を義務付けられている講習会です。

※講習の日程等は、[（公財）新潟県危険物安全協会のホームページ](#)をご確認ください。

★申込方法

- 受講申請書は消防本部予防課および管内の消防署、分署、出張所でお受け取りいただけます。
- 詳しくは [（公財）新潟県危険物安全協会のホームページ](#)をご確認ください。



【お問い合わせ】

新発田地域広域事務組合消防本部 予防課

電話 0254 (22) 8096

メール syobouka@shibata-kouiki.jp